様式3

|  |  |
| --- | --- |
| 審議会等名称 | 第５回神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会 |
| 開催日時 | 令和４年12月23日（金曜）10時00分から12時00分まで |
| 開催場所 | 神奈川県ライトセンター第一講習室AB |
| 出席者 | 【中野泰志座長】、【鈴木孝幸構成員】、【和泉厚治構成員】、【村井政夫構成員】、【村井延子構成員】 |
| 次回開催予定 | 令和５年２月頃 |
| 所属名、担当者名 | 障害福祉課社会参加推進グループ 菅原・川俣・鉄井  電話 045（210）4709 ファクシミリ 045（201）2051 |
| 掲載形式 | 議事録 |
| 審議（会議）経過 | 以下のとおり |
| **１　あいさつ**  （１）県障害福祉課長よりあいさつ  （２）各構成員及び事務局の紹介  **２　検討事項**  （中野座長）  慶応大学の中野でございます。今日もよろしくお願いします。御存知のように9月に国連から障害者権利条約に関する対日審査が発表されて、視覚障がいを含め、障がいのある人たちの社会的障壁をなくすための取組みが、ますます加速されようとしているところです。  先日内閣府が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定案を公開いたしました。現在、意見募集が行われている最中ですが、国際的及び国内の様々な取組みが行われている中で、具体的な取組みとして、神奈川県ライトセンターの事業のあり方を検討することは、とても意義の深いことだと思います。  今日は、これまでの様々な議論に基づいて、検討会からの報告書案について、議論をさせていただきます。この報告書案に基づいて、県で報告書を精査していただきながら、今後どのようなあり方にしていくかということを考えていただく非常に重要な資料になりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思います。  では、検討に入らせていただきます。今日の議事は２つですけれども、最初に第４回検討会の振り返りを事務局より行っていただいた後で、報告書たたき台の内容について議論をさせていただきます。  **（１）第４回検討会の振り返りについて**  （中野座長）  では、第４回検討会の振り返りについて、事務局から説明をお願いします。  （事務局）  資料１「議論の整理案～第４回検討会意見反映版～」について説明を実施  （中野座長）  　どうもありがとうございました。今、説明いただいた意見に関しましては、最後の検討会までに修正等は可能ですので、もしここは少し意味が違って表現されているというような点がありましたら、この検討会だけではなく後日でも構いませんので、事務局に御連絡いただければと思います。  何か今の説明に対して、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  **（２）報告書たたき台の内容について**  （中野座長）  今取りまとめていただいた意見に基づいて作成するのが、あり方検討会の報告書ということになります。議題の２番目は、事務局に作成していただいた報告書の原案についてです。これまでの議論の結果に基づいて、報告書案を作成していただいたわけですが、これをたたき台としてそれぞれ議論をして、内容を精査させていただき、我々の検討会からの報告ということで県に提出するということになります。これまでの議論がしっかりとこの中に反映されているか、それからポイントがしっかりと示されているかというところを精査していただくことが極めて重要になりますので、よろしくお願いいたします。  分量が多く、点字だと特にすごい分量になりますので、区切りながら説明をいただき、御意見をいただきたいと思います。それでは、区切りについては事務局の切りやすいところで区切っていただきながら、質疑をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。では事務局より、説明をお願いします。  （事務局）  　これまでの議論や御意見等を取りまとめた「報告書たたき台案」について、資料２と参考資料に基づき、説明させていただきます。  　資料２の報告書の内容説明に入る前に、報告書に関する基本的な考え方について説明します。この報告書は、事務局がたたき台の作成を行ってはおりますが、構成員の皆様の御意見等をとりまとめて完成させ、最終的に「検討会からの提言」ということで、検討会から県へ提出していただくものになります。  また、今回の検討を受けて次回検討会までに内容を反映し、最終報告書として完成させる流れですので、今回の報告書はあくまでもたたき台として、構成員の皆様の意見をしっかり反映していきたいと思っています。検討会の想いや考えがしっかりと詰まった報告書になるよう、様々な視点から御意見をいただければと思います。  　併せて、参考資料としてお配りしております「施設の有効利用の方向性について」を御覧ください。これまでの検討会の中で皆様に御意見をいただいた施設（ハード面）の有効活用に関する部分を抜粋したものです。意見のあった項目は大きく分けてスポーツ施設（主にプール）、キッズルーム、会議室等の３つでした。中でも、プールの有効活用については、これまでにいろいろな意見が出ておりますので、継続すべきか、縮小すべきか等についても、説明後の報告書の内容検討の際に、併せて構成員の皆様の御意見をいただければ幸いです。  　では、資料２の説明に移ります。事前に目を通していただいているということで、検討にしっかりと時間をとれるよう、全体の構成と提言部分の説明のみとさせていただきます。  　全体の構成ですが、表紙、目次、はじめに、ライトセンターの現状と課題、今後のライトセンターのあり方について、終わりにという構成になっています。はじめにでは、ライトセンターの概略、法律の動向、そして検討会の発足の経過、ヒアリングに関しての説明が入っています。  　目次の次、３ページから、ライトセンターの現状と課題として、ライトセンターの沿革及び５つの事業に関する内容が記載されています。こちらは、先程御説明させていただいた「資料１\_議論の整理案第４回意見反映版」に記載していた内容について、言い回し等の微修正を行い、記載したものになります。現運営者である日本赤十字社からお話しいただいた運営の実際についても、こちらの部分に記載しています。  14ページより「今後のライトセンターのあり方について」に入ります。５つの事業及びその他の提言として６つの項目があります。14ページには、提言を考えるに当たって、現在県が進めている「当事者目線の障がい福祉」について説明をしています。「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念を紹介し、今回の報告書による提言では、視覚障がい当事者の「当事者目線」を大切にして、目指す未来や方向性について整理を行いたい旨を記載せていただきました。  　１つずつの事業の中の構成ですが、まずは検討会で皆様からいただいた御意見について記載しています。こちらに関しては、類似の意見の要約や言い回し等の微修正は行っていますが、出た意見の大方を載せています。そして、それらの意見を受けて、次に検討会としての「提言」と「考えられる効果」をアイウの項目ごとに記載しています。  【（１）情報提供事業】の提言について、記載のとおり説明  （中野座長）  ありがとうございました。1個ずつにしても結構な量がございますが、御意見をいただきながら進めていきたいと思います。次回の検討会で最終的に決定をしていくことになりますので、例えば文言の細かいところに関しては、次回までに上げていただくということで構わないかと思います。ここでは、こういう重要な視点が抜けているとか、表現の仕方として変えた方がいいというような、細かい点ではないところで、ぜひ多くの御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。  ぜひライトセンターの方々も、現状の提供しているサービス等のことを一番よく御存知だと思いますので、ぜひ御意見を一緒にいただければと思いますので、よろしくお願いします。  では、鈴木委員、お願いします。  （鈴木構成員）  　鈴木でございます。ボランティアの育成のところですが、具体的に、例えば、高校や短大、大学のサークル等も含めて、報告書の中にはボランティアの高齢化というようなことも書いてあったので、その辺で若返りを図る、今後のＩＣＴの活用等も含めて、学生さんたちにもアプローチするというのを入れていく方がいいのかなと思います。  （中野座長）  　他にはいかがでしょうか。村井延子委員、お願いします。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。19ページのレ点の２番目について、「ライトセンターにて、点訳・音訳奉仕員の養成研修を実施し、奉仕員の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべきである」と書いてありますが、これは具体的に何を指していますか。今、視援奉で行っている点訳や録音は、ライトセンターで認定書をいただいているのですが、別の資格的なものを意味しているのでしょうか。  （中野座長）  　では、事務局からまず回答をお願いしたいと思います。  （事務局）  　事務局の川俣です。ここでは、点訳奉仕員、音訳奉仕員という言葉を使わせていただいていますが、地域生活支援事業における意思疎通支援の取組みを指しています。聴覚障がいについては、手話通訳者等に関してはきちんと県の方でも仕組みを作り、講習会を行い、それで認定した方について登録管理をするということを行っています。今までの検討会でも、例えば鈴木委員から点訳や音訳についても同様に、奉仕員を養成していく必要があるのではないかというお話をいただいていたので、そこの部分に取り組んでいけるような仕組みづくりをするべきではないかという意味で書かせていただきました。  （中野座長）  　村井委員、よろしいですか。  （村井延子構成員）  　わかりました。  （中野座長）  　ぜひ書いていただく際に、今の地域生活支援事業の意思疎通支援事業を想定されていると思うのですが、そうした事業でも質の高い意思疎通支援ができるようにするためにということを少し入れていただくと、よりわかりやすいかと思います。もうすでに実施しておられるボランティアからすると、何か別なものが出てくるのかというような印象を持たれるのは当然だと思いますので、今のボランティアの皆様が行っておられるようなことを、さらに発展させてボランティアだけではなく、今の意思疎通支援事業に資することができる人材がここから養成できると良いということで、国としてもすごく大きな課題として認識している問題ですので、是非ともそうしていただければと思います。  それと関連して、点訳と音訳と書いてありますが、「等」としておいていただいた方がよいかなと思います。それ以外にももちろんありますし、今後さらに広がる可能性もあるかと思いますので、その方が良いかなと思いました。特に意思疎通支援事業で、今後考えていくことを考えると、今の現有だけではなく考えていく必要があるので、「等」があった方がいいかなと思いました。  では、鈴木委員、続きをお願いします。  （鈴木構成員）  　中野座長がおっしゃったところに含まれるのかと思いますが、現在、日本視覚障害者団体連合の方で、この代筆・代読の支援に関して、行政でどのように取り組んでいるかという調査研究をやっています。ここの部分での代筆・代読について今後出る報告書との兼ね合いも見て、ボランティアとしてやるべきところと、この報告書にもプライベートなところの難しさということも書いてあったので、代筆・代読の養成ということと、それから地域生活支援事業との兼ね合いを少し書き込んだ方がいいかなと思いました。以上です。  （中野座長）  　どうもありがとうございました。あの日視連の調査の方は、私が進行役をさせていただいているので、報告書ができ上がりましたら速やかにこちらにもお伝えしたいと思います。今、先進的に取り組んでおられる自治体の事例というのも収集させていただいております。やはり視援奉のサービスというのは非常に質が高いサービスで、国としてはそういったサービスをより広くいろいろなところで受けられるようにしていこうということで、意思疎通支援事業というような事業も立ち上げているわけですが、なかなか利用者が増えないという問題がある。その問題の原因の１つに、質の高い支援ができていないことがあります。例えば、代読をしてもらうけれども、視援奉は読み方に関してしっかりと検証しておられるので、より間違いのないように読み上げることが可能ですが、意思疎通支援事業では、必須事業ではないので、研修を受けないままに意思疎通の事業を担当しているケースがあって、その中には、読み方がしっかりとできていないというようなことや、個人の財産等に関わるようなものに関しては非常に微妙な問題を抱えますので、それでどういうものに関して代筆・代読をして良くて、どういうものは留意しないといけないかということについても、視援奉で研修をしているように、研修体制を作らないといけないわけです。  先ほど申し上げたように、これは必須事業になっていないので、神奈川県もまだプログラムは作られていないのですかね。  （事務局）  事務局の鳥井です。はい、作っていない状況です。障がい福祉計画の方にも、それを入れていない状況になっております。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございます。今回の福祉計画の中に入れるのはもしかしたらもうこのタイミングでは難しいかもしれませんが、将来のためには、この検討会の中ではそういう意見が出たということで、視援奉がやってこられたような質の高い代筆・代読、もしくは意思疎通支援での点訳等というのがすごく重要なのですが、質があまり高くないと利用者は当然ながら利用してくれないという話になります。そういう意味では、神奈川県では視援奉がこういった研修をしっかりとやっていただいているので、それを県の事業にも発展できるような形で今後展開できるとよいという思いを込めての文章ということで、理解させていただきました。ボランティアが質の高い形で担っていただく部分と、県の事業として実施する部分をしっかりと役割がわかるように書き分けていただければと思います。  他にいかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。  （鈴木構成員）  　今の代筆・代読のところですけれども、私どもの方で、代筆・代読の従事者の養成研修用テキストを作っています。そのテキストに基づいて研修を行っておりまして、今現状行っていることをまとめた形になっているかと思いますので、参考までに発言しました。以上です。  （中野座長）  どうもありがとうございました。日視連の調査でも、先進的な取り組みをしておられるところとして、神奈川県視覚障害者福祉協会のヒアリングをさせていただいております。これは一連の報告にもまとめさせていただきますが、せっかく鈴木さんのところでやっておられる非常に重要なリソースがありますので、直接報告書に書き込む話ではないかもしれませんが、その辺りも今後参考にしていただければと思います。  　本日教育関係の御発言がここではいただくことができませんので、また萩庭委員には御意見をいただきたいと思いますが、例えば読書バリアフリー法を推進していく際に、点字図書館としては、ライトセンターは全国でも非常に先進的な、量も質も高いものをずっと生み出していただいているわけですが、これを学校関係等とどうつなげていくかという話は、今後議論をしていく必要性があるのではないだろうかと思います。  具体的には、例えば平塚盲学校の図書館とライトセンターの連携、それから、これからインクルーシブ教育が進んでいくと、通常の学校で学ぶ子どもたちがいますので、その子どもたちのところに、今もちゃんと仕組みはあるのですがなかなか知られていませんので、しっかりとアクセシブルな図書の提供ができる体制を作っていくというようなことも、ここに書き込んでいく必要性がもしかしたらあるかもしれないなと思っております。その辺りはまた今後、御意見をいただければと思います。  では、最初の情報提供事業については以上とさせていただいて、次に進んでいきたいのですが、ライトセンターの方からは何か御意見ございますか。はい、お願いします。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。20ページ最後の読書バリアフリー法のところですけれども、「視覚障がい以外の利用希望者へも、図書の郵送等が無償で対応できないか検討していくべきである」という記載があるのですが、無償というのは郵便法と郵便約款で対象者が限定されているので、書き方として、図書の提供方法について検討するという方かよろしいのではないかと思います。  （中野座長）  　おっしゃるとおり、これは法律で決まっている話なので、一自治体がこうしたいと言っても実現できませんので、少し表現を変えていただけたらと思います。内容的には、郵政への働きかけは難しいですが、自己負担をしなくても受け取ることができるように何らかの予算措置をしていくという意味合いでしか書き込めないと思いますので、よろしくお願いします。国の検討会でもこういった御意見は出ていますが、なかなかこの部分に関しては、総務省がすぐに変えられないという状況が続いておりますので、法律に併せて表現を変えていただければと思います。重要な指摘ありがとうございました。  　それでは、２番目の相談訓練事業に話を進めさせていただきます。後でまた御意見があれば受けたいと思いますので、よろしくお願いします。ではまず、提言の説明からお願いします。  （事務局）  　【（２）相談訓練事業】の提言について、記載のとおり説明  （中野座長）  説明ありがとうございました。それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。  （鈴木構成員）  　キッズルームのところのお話ですけれども、就学前のお子さんたちに来てもらって、支援や保護者への働きかけをしたりするのでしょうけれども、これはこれでライトセンターで行ってもらいたいのですが、やはりライトセンターまでの距離が遠いという問題があります。県域で考えると、湘南・県央・相模原等の方はなかなか来られない。そういったところで、この後に出てくるアウトリーチ等の拠点を設けるという話は必要で、そういう機能を持たせていくというのも今後必要ではないかなと思っております。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございます。とても重要なことだと思います。そういう意味では、もしかしたら内容的には、イ「各地域に対応可能な相談訓練体制」を先に位置付けてアに変更し、ア「視覚障がい児支援」をイに変更していただくと、まずは全県域でという話があって、その中で障がい児の支援に関しては特段という捉え方ができるので、今の鈴木委員からの御意見を反映しやすくなると思いました。この辺りは、今後うまく文案できるかどうか御検討いただければと思います。  他にいかがでしょうか。なければ中野から、視覚障がい児支援のところですが、子ども（特に乳幼児）の場合は家族支援が必要になるので、「視覚障がい児・家族支援」というように、家族の支援も入っていることがわかるといいかなと思いました。  それから盲学校もありますので、県内の施設が役割分担をしながら担っていくということを明確にしていただいた方がよいかと思います。盲学校の立場からすると、学校では乳幼児の相談を行っているのでというような御意見もあるかと思いますので、分担するとしていただきたい。特に、私が相談を受けていて思うのは、盲学校は平日の昼間しか対応ができないのですが、今は御夫婦ともに仕事をされている方が多く、盲学校の相談に行けないことが多い。盲学校では、乳幼児相談は非常勤の先生が担当していることが多く、勤務時間の関係で大体16時頃までの対応になるので、そうすると保護者の勤務が終わってから相談に行こうと思うと行けない状況があります。さらに、土曜日や日曜日は盲学校では相談を受け付けていませんが、ライトセンターが乳幼児相談をやっていただいていた時には土日も相談を受けていただいていたので、そういう意味ではうまく役割分担をしていただいていたのかなと認識しています。そこまでここに書き込む必要はないかもしれませんが、役割分担をしていくというところに、そういう意味合いが含まれるのかなと思います。特に盲学校へいきなり相談に行くというのはハードルが高くて、まだうちの子どもは見えるようになるかもしれないという思いを持っている御家族からすると、いきなり盲学校ではなく、ライトセンターの方が相談しやすいということもあります。例えば、ライトセンターがハブとなっていただいて、全部ライトセンターが抱えるわけではなく、ライトセンターが盲学校や必要な機関につないでいくという役割も含めて考えていただけるとよいかと思います。盲学校等との役割分担というのは、比較的スムーズに考えていけるのではないかと思いました。  他、いかがでしょうか。和泉さん、お願いします。  （和泉構成員）  　神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会の和泉です。イギリスにはECLO(Eye Clinic Liaison Officer)という制度があって、視覚障がい者の職域としても有望な仕事となっているようです。失明者に宣告をするときに立ち会うという形で、医療と福祉を結びつける重要な役割を果たしています。そのことも、報告書に加えてもらうと幼児相談とも結びつくのではないかと思います。  （中野座長）  　ありがとうございました。  このECLOというのは、Eye Clinic Liaison Officerの略で、ECLOと書いてエクロと読みます。イギリスでは、視覚障がい者に関して言えば、眼科での治療が難しいと告知するときに、そのLiaison Officerといういろいろな支援施設等とつなげる役割をする専門家が配置されています。例えば、このライトセンターの話で言うならば、神奈川県内にはライトセンターというところがあるので、そこに行くといろいろな相談を受けてくれるよとつなげる役割を担うところです。ライトセンターも非常に頑張っていただいているわけですが、ライトセンターに繋がるまでに時間がかかるという問題がありまして、そこで眼科の中にそういう役割の方が位置づいておいてくれると、いろいろな県内のリソースをつなぐことができてよいのではないかということです。  今、これもやはり日視連で調査研究を進めていて、どのような役割を果たすのがよいか、イギリスの制度をそのまま日本には持ってこられませんので、日本ではどう展開すればよいのかということについて調査研究しているところです。医療機関というのが今報告書には入っていませんが、医療と福祉・教育を繋いでいくというような役割が果たせるといいのではないかということかと思います。子どもに限らずECLOは中途視覚障がいの人の支援というのが非常に強いところで、もちろん子どもにも支援するということになっているのですけれども、医療からスムーズに福祉教育につなげていくというような役割が相談支援のところでは必要ではないかということを、どこかに書き込んでいただけるとよいかと思います。  村井政夫委員からもぜひお話をいただきたいと思いますが、病院からつないでいくというところで、七沢はまさに病院と繋がっているところなので、そういったことについての効果等についてお話しいただければと思います。  （村井政夫構成員）  　リハビリテーション事業団の村井です。  今、お話にあった眼科クリニックからのつながりについては、開業されていたり、小さなクリニックで運営されていたりという眼科医の方が多いと思うので、スマートサイトとの連携を強化していくということはすごく大切なことだと思います。  そこから、県のリハビリテーション支援センターと眼科と視覚障がいの施設の支援者たちが、相談があればリアルタイムで対応できるようにしています。一番の問題というのは、意外と情報を知らないので、クリニックやドクターのところに気軽に相談に行くということがない。どこか他の科の先生から眼科へ紹介状がないといけないとか、敷居がすごく高くなっています。イギリスの制度は、視覚障がいに限らず、高次脳等いろいろな部分でもやはり直接医療を経なくても、むしろ状況を把握して必要なものは医療に繋ぐというような体制が非常によく整理されているので、ぜひ日本もそのようになって欲しいと思います。  それから、この議論が終わってからお話ししようかと思っていることがあるので、それはまた別のところで発言させていただきます。  （中野座長）  ありがとうございました。医療機関との連携、早期に専門家や必要な施設等と繋がることができるような役割が必要なのではないかということを、どこかに書き込んでいただければと思います。イ「各地域に対応可能な相談訓練体制」のどこかということになるかと思うのですが、先ほどお話があったように、個々の眼科クリニックでもきちんと支援機関につなげてくれるような状況が将来的にはできると非常に理想的だと思いますので、そういうところが実現できるようなことを書いておいていただければと思います。  それでは、相談支援についてはよろしいでしょうか。こちらも最後にライトセンターの方から、もし抜けている視点等がありましたら御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  それでは、次に行きたいと思います。３番目のボランティア育成事業についてです。よろしくお願いします。  （事務局）  　【（３）ボランティア育成事業】の提言について、記載のとおり説明  （中野座長）  説明ありがとうございました。それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  御意見をいただく前に誤植だと思うのですが、提言の一番最初のア「地域ボランティアの養成及び活動の支援」のところで、音訳・点訳・拡大図書・歩行訓練とありますが、これは歩行訓練ではなくて誘導ですね。  では、ライトセンター大竹所長お願いします。  （事務局）  　ライトセンター大竹です。先ほどの19ページにも記載されていて、視援奉の村井委員長も言われていたレ点の二つ目「ライトセンターにて点訳・音訳奉仕員の養成研修を実施し、奉仕員の認定や登録を行う制度を確立することを検討するべき」について、ライトセンターが点訳・音訳の奉仕員（ボランティア）を養成するということと、その方たちを認定、登録制度を確立するということは全く別な話ではないかと思います。ボランティアが行うべき役割と、制度に基づいて活動する人というのは、明確に分けないといけないのではないかなと思います。言葉の使い方の問題ということだけでもよいかもしれませんが、奉仕員という使い方をあくまでもボランティアにして、制度に基づいて活動する人はそうではない表現をした方が、後々わかりやすいのではないかなと思います。やはり負うべき責任が違うと思いますので、その区分けをはっきりした方がよいのかなと感じました。  （中野座長）  どうもありがとうございます。今の御意見は非常に重要かと思いますので、書き分けていただくようにお願いいたします。  その他、いかがでしょう。村井延子委員、いかがでしょうか。ここはもうぜひ発言をしていただいた方がいいかなと思います。お願いします。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。最初の提言の「歩行訓練」が「誘導」に変更になるということはよいのですけれども私たちが行っている在宅援助活動で引っかかってくる利用者への代筆・代読支援等が入ってくるということでしたので、代筆・代読についても入れた方がいいのかなと思っています。  （事務局）  　それは、ア「地域ボランティアの養成及び活動の支援」の１つ目のレ点のところに、その言葉が入るとよいということでしょうか。  （村井延子構成員）  　これはうちの奉仕団のことなのですけれども、同じような話が出たので、入れていただけたらいいかなと思います。  （事務局）  　わかりました。  （中野座長）  　先ほどの御意見にありましたように、例えばホームヘルパーが制度としてあって、ボランティア活動としては在宅援助があります。その辺りをきちんと書き分けておかないと混乱する可能性がありますので、そこは少し文案を考えていただくようにお願いします。  村井委員の立場から見て特に意見はないということなのでこの部分はよいかなと思いますが、センターの方から何か御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。  それでは、続きましてスポーツ振興事業について、説明をお願いします。  （事務局）  　【（４）スポーツ振興事業】の提言について、記載のとおり説明  （事務局）  　１点補足です。37ページの上から三つ目の丸のところですが、「利用を拒否するスポーツ施設があったとするとこれは県からの指導の対象になる」という差別解消法を根拠とした御意見をいただいて、この文章をまとめています。ただ、県の方の差別解消の相談窓口は指導権限がある機関に繋いでいるという形もあったりするので、もし法律上の話で合わない部分があったとしたら、御意見の趣旨を変えない範囲で、次回に向けて少し修正をさせていただきたいと思っております。以上でございます。  （中野座長）  　ありがとうございます。これは神奈川県の対応指針等とすり合わせをしないと、果たしてこれを県の権限でできるかどうかというところがあるかと思いますので、その辺りは確認をしていただいた上で、文言は修正するということでございます。  御意見いかがでしょうか。説明は全部終わりましたので、この御意見の中では、参考資料としていただいたスポーツ施設に関する論点もございますので、こちらも踏まえた上でいろいろと御意見をいただければと思います。  はい、鈴木委員よろしくお願いします。  （鈴木構成員）  　スポーツ施設ということで全部一緒に考えると難しいので、１個ずつ分けてお話をしたいと思います。まず体育館の貸出しとか使用については人の手はいらないというのが１つ目です。それから、トレーニングルームについては、２名しか使えなくて狭いという記載が他にありましたが、ここには人が1人ぐらい配置されているのだろうなと思っています。プールについては、利用者がいてもいなくてもそれなりの人員配置等が必要だと思っています。  プールは以前の検討会の時に、東京都多摩市の障害者向けスポーツ施設が改修して対応しているという話がありましたが、できるものならその改修をする時にプールとしての改修ではなくて、例えばトレーニングルームにしたり、水を使わないサウンドテーブルテニスの部屋にする等して、プールはやめた方がいいのではないかと思います。  もう１つの理由としては、一般のスイミングスクールやスイミングクラブも最近は結構閉鎖しています。やはりランニングコストがかかりすぎて採算が合わないのではないかと思います。例えば、平塚の総合公園のプールや相模原のプールといった公共の施設に、最近はかなり行けています。地域での利用を断られたということは、最近は増えていない気がします。もし断られたら、もう1回ライトセンターが行って大丈夫ですよという話をすればよいし、一般の体育館のスポーツジム等にガイドさんと一緒に行って利用する人も増えています。そういう意味からするとライトセンターの役割としては、視覚障がいの人たちが地域のスポーツ施設を利用できるような体制を作っていくということが非常に重要なのではないかと思います。  先程少しお話ししましたが、湘南・西部地区の人数だと3,400人程視覚障がいの手帳所持者がいます。県央と相模原を合わせてもやはり3,600人程います。それで、横浜・川崎・湘南東部で10,000人程です。拠点となるライトセンターは二俣川にあるので、横浜・川崎・県の東部を網羅できます。湘南・西部、県央・北部のこの３ヶ所で拠点を作って、地域の市町村やスポーツ施設に出向いて行く等すると、先程の幼児相談のところでも細かな対応ができるのではないかと思います。  以前お伺いしたときにプールのランニングコストは2,000万円程かかっていて、それはライトセンターの予算の中からすると結構な比率です。しかし、アウトリーチではなく、そういう小さな拠点を県央・北部、それから湘南・西部という２ヶ所に設置して、そこから地域への活動を広めていくということをしないと、すべてがここの二俣川から行くとなるとやはり難しいので、地域に根差して地域の視覚障がいの人たちのニーズを吸い上げていくという活動が、もっとできるのではないかなと思っています。  結論的に言うと、プールだけはスクラップアンドビルドという考え方からすると、見直しをする必要があるかなと思いました。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。ここは提言ですので、ある種の忖度をする必要はないかと思います。ただ、今の鈴木委員からの御意見は、例えばスポーツ施設を継続する場合にどういう施設をどう継続するかということについては、しっかりとニーズや役割を考えた上で検討すべきという御意見として、提言にはまとめていけるのかなと思いました。提言ですので、例えばプールはなくてもいいですというようなことを書くというのは適切ではないと思いますので、提言としてまとめる時には、ニーズや役割等で検討すべきであると書くということで、鈴木委員の御意見はよろしいでしょうか。  （鈴木構成員）  はい、何かその辺は書き込んでおいていただけるとよいかと思います。  （中野座長）  確かにその議論をすることとなった場合には、別途検討が必要で、どのぐらいのニーズがあり、それに対してどれだけのコストがかかり、それで果たして実現できるかどうかというところが議論されなければならない話で、少なくともスポーツ施設を全部一緒に考えるべきではないというのが、今の鈴木委員からの御意見は非常に重要な視点かと思いますので、もし継続を断念せざるをえないようなことがある場合には、オールオアナッシングではなく、検討が必要であるということをしっかりと書き込んでいただくという御意見かなと思います。ありがとうございます。  他にいかがでしょうか。和泉委員お願いします。  （和泉構成員）  　プールに関して、鈴木委員に反対する立場です。プールは公衆浴場と同じように、裸ですよね。そうすると視覚障がい者だとわからないのです。それで、同行援護も使えないですよね。プールに一緒に入るとかスキーを一緒にやるとかは同行援護ではできないという制限があるので、その辺りを取り払う措置を何かしら考えないと難しいと思います。以上です。  （鈴木構成員）  　それはそうですね。私が知的障がいの施設に勤めていた頃、一般のプールに知的障がいの人を20～30名連れて行くということがありました。その時には、監視員が見て一般の方たちとの違いがすぐにわかるように、キャップの色を黄色にしてもらっていました。そうすることで、監視員の方の目がそこに行きやすいので、そうした形で工夫をするということ等を行っていくとよいと思います。心配はわかりますが、今でも視覚障がいの人で一般のプールに通っている方はこちらの圏域では結構いらっしゃるので、わかりやすくすることで安全を確保するということはできると思っています。以上です。  （中野座長）  ありがとうございます。今の各論に関する話は、実際に県が最終的にどういう判断をされるかによってさらに別な場での議論が必要だと思いますが、ここの提言としては、先ほどまとめさせていただいたように、まずは継続を我々としては出させていただき、継続できない場合には、スポーツ施設を全部一緒に考えるのではなく、議論をすべきであるということを記載させていただくということです。プールの扱いについて、具体的に何を維持するべきかというところで、どういう論点が出てき得るかということについて、今鈴木委員、和泉委員から御意見をいただきました。これは提言に直接記載していくことではないかと思いますが、プールの利用に関しては、これまでの議論にも記載していただいているように、プールは必要であるという御意見と、他の工夫もできるのではないかという御意見もあるということで、両論併記という形で書いていただくのがよいかと思います。他に、いかがでしょうか。  　事務局から提案していただいた参考資料の中で、ぜひ今回の検討会で議論をしていただきたいということでプールについて今後どのように有効活用していくべきかということについては、この提言とは直接繋がらないかもしれませんが、ぜひ御議論をいただきたいということがございましたので、他にスポーツ施設について御意見がなければ、今の点について議論をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。  改めて事務局の方から、スポーツ施設、特にプールの今後の活用について、どういう点で議論をしていけばよいかということについて、整理をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。  （事務局）  　事務局の川俣です。参考資料のとおりですが、いろいろな背景がある中でプールが必要なので残して欲しいという御意見はある一方、地域の方での整備が進んで、地域のスポーツ施設を使うことができればそれがよいのではないかという御意見もあり、そこの部分はお話をいただきたかったところで、今お話しいただきました。もう１点は、実際にヒアリングをさせていただいた中で、当事者の皆様から出てきた御意見として、例えばライトセンターのプールを改修するのであれば、その際は近隣住民や一般の方も使うことができるようにするといいのではないかという御意見をいただいたりしました。以前の検討会でライトセンターから説明させていただいた際には、過去には視覚障がい者以外の方にも一部開放したが結果的に今の状態に戻っているという説明もあった中ではありますが、施設を一般の方にも利用してもらい、視覚障がいのことを知ってもらうきっかけになるようにライトセンターが開かれた施設になっていくとよいのではないかという意見も出ていました。その辺りについても、皆様がどのように考えていらっしゃるか、改めてお聞きしたいなと思っていた次第です。  （中野座長）  　ありがとうございました。いかがでしょうか。  ヒアリングの中で様々な御意見をいただいているわけですが、以前にライトセンターから説明していただいた中では、一般開放したけれども利用者はなかったということで、今の状態になっているということですけれども、いかがでしょうか。何か御意見がありますか。  もしかしたら、ライトセンターのプールを継続してもらいたいという思いで、継続する際に視覚障がいのある人だけだとなかなか運用が厳しい面があり、理解が県民から得られないかもしれないということで、こういった御意見が出たのかもしれないなと推察いたします。  一方で、そうであるとするならば、地域のプールでもよいのではないかという話が同じように出てくることになるかと思いますので、この部分はもしライトセンターのプールを残すならばその根拠にするという話ですが、突き詰めていくとそれならば地域のプールを視覚障がい者が利用できるようにしっかり取り組んでいった方がよいのではないかという話に繋がっていく可能性もあります。ここでの理解としては、ライトセンターのプールは非常に理想的な環境であると考えていただいている利用者の方々もおられて、その意見というのはしっかりと記載しておいていただく必要があるのかなと思います。やはりライトセンターに来ることができないという地域的な問題、それからインクルーシブ社会という意味ではそれぞれの地域のプールが利用できるようになっていくということが非常に重要だということで、そちらの推進も必要であろうということで、それぞれの御意見があるということかと思います。  ライトセンターの方からはこれまでも説明いただきましたが、もし今のプールの件やスポーツの振興に関して、何か意見等がありましたら、アドバイスをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  　その前に、村井延子委員からお願いします。  （村井延子構成員）  　視援奉の村井です。ライトセンター利用者で今までプールを利用していらっしゃる方は、このまま使いたいというのが最大の希望です。以前もお話ししたかもしれませんが、午前中にプール、午後に他のクラブというように１日ライトセンターに来て楽しんで帰られるという方がたくさんいらっしゃいます。  また、２年程前に、プールが再開されないということでぜひ再開して欲しいという署名を集めて県の方に提出した記憶があるので、そんなこともちょっと考えていただけたらなと思います。  （中野座長）  はい、ありがとうございます。県の方も陳情は受け取られていると思うので、こういう陳情もあったということは記載をしていただいて、プールを必要としている方々がおられることは、しっかりと明記しておいていただいた方がよいと思います。  センターの方から、もし何かアドバイス等がありましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。アドバイスということでもなく、スポーツ施設の運営については、以前もお話をさせていただいたことと重複をしてしまいます。現運営者としては、やはり理想ではなくて現実の方が常に頭にあるものですから、利用者の要望や希望ということは重く感じる一方で、やはり運用する現実を考えると、平成５年からスポーツ施設が併設をされて以降、運営をしてきている中を見ると、非常に厳しいという現実はあります。それまでのこの約30年間の中でも、紆余曲折があり、先ほど中野座長が言われたように、他障がいの方の利用を始め、その方々の利用が増えつつも、視覚障がいのある利用者とのトラブルも起こり、県とも相談をしながら視覚障がい者のみの利用に戻しました。利用時間のこと等いろいろある中で、実態としては、視覚障がい者の利用人数は結果的には増えていません。年間実人数で100人弱ぐらいという状況が継続してきたという面があります。  一方で、共生社会やともに生きる、差別解消法など、地域での活動をというような社会全体の流れがある中で、県内のスポーツ施設に利用状況のアンケート調査を行ったり、地域のスポーツ施設に視覚障がい者がいらっしゃった際に、どう対応したらよいか困ったことがあったらライトセンターに御相談くださいと、長年の経験があるスポーツスタッフが出向いてサポートしますというような呼びかけも行ってきました。実態は、そうしたニーズというのは限りなく少ないです。スポーツ施設の利用についてアンケートをとっても、利用のニーズが少ないと。利用されているところは利用されているけれども、そういった困ったところがあまりないというような実態も以前アンケート調査をとった中でもありました。当然ながら、今でも県内のスポーツ施設から対応について連絡があれば、相談担当のスポーツスタッフが出向いて、ハードソフト面についてのアドバイスをさせていただく体制を整えていますが、そうした声は相変わらずあまり多くないところです。運営している者としては現実を見てしまいますので、先ほど鈴木委員がおっしゃられたようなことに、どうしても現運営者として共感してしまいます。この提言の後ろの方にも記載されていますけれども、制度上のことや限られた財源というところがどうしてもついて回ります。そういったところと重ねて考えていくことが、重要なのだと思います。これは現運営者としての話ですので、あり方の話とは少し違うかもしれませんが、現実を見るとそういうことも避けられないなと感じます。  （中野座長）  　どうもありがとうございました。これは現運営者が課題として感じておられることも、この報告書の中にはしっかりと記載していく必要性があると思いますので、今の御意見やこれまでデータ等で示していただいたものを示した上で、最終的に県の中でどういう議論がなされるかということになると思います。  鈴木委員がおっしゃられたように、スポーツ施設を全部一緒にされてしまうのは困るというのはとても重要な意見ですので、体育館等それぞれのところでの課題を整理していただいた上で、一番は継続というのを提言で出してありますので、しっかりと予算をつけていただいて継続をしていただきたい。それが予算上難しい場合には、検討する際にその全施設をスポーツ施設として一括で扱うのではないということをしっかりと書き込んでいただければよいのかなと、今の御意見を聞きながら思いました。  他に、スポーツ施設について御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  では続きまして、５番目の普及啓発事業について事務局から説明をお願いします。  （事務局）  　【（５）普及啓発事業】の提言について、記載のとおり説明  （中野座長）  　ありがとうございました。それでは御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。  （鈴木構成員）  　鈴木です。普及啓発のところですけれども、これまでの議論で話に上がっているアウトリーチのことですが、ライトセンター自体のあり方を検討しているところなのですが、これまでもできることはたくさんあったはずです。なぜできなかったかというところが、これは追及という意味ではなくて、見直しをしないといけないだろうと思っているのが１点です。  それから、神奈川県視覚障害者福祉協会では、先日、神奈川県西部全体を網羅した団体を立ち上げました。県西部で視覚障がいの手帳所持者が1,600人程いて、地域に出張っていかないといけない。そこに拠点がないと、なかなか難しい。そのため、当然、県域にも視覚障がいのお子さんや当事者がたくさんいますが、そこが出てきたときにではなくて、拠点が近くにないといけない。やはりライトセンター全体としての利用者数を増加させていかないと、本来あるライトセンターの目的が達成できないだろうと思います。利用者や登録者等を増やすということは、アウトリーチだけでなくてそこに拠点を置いてやっていかないといけないのではないかなと思っています。  そこのところで、平塚盲学校の図書館やプール、さらに藤沢の点字図書館、横須賀線の点字図書館もあります。それに、相模原にも点字室といった部屋があって、そういったところと連携をして拠点を作っていくことで、ライトセンターとしての利用者・登録者等を増やして、初めて県の施設なのだろうなと思うので、その働きかけをどうするかというところを、入れてかないといけないと思うところです。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございました。今のお話を少し要約すると、アウトリーチだけではなく、例えばサテライトのようなものを置いて、県域全体をカバーできるようにする必要があるのではないかと。それは、すべてに当てはまる話なのでどこに位置づけるかは別の話ですけれども、県域全体がカバーできるようなことをきちんと工夫していく必要があるということで、この提言の中にもそういう趣旨で記載したらどうかということかと思いますが、鈴木委員、そういう理解でよいですか。  （鈴木委員）  　はい。  （中野座長）  ありがとうございます。今のライトセンターでの課題というのは以前に出していただいておりますし、いろいろな理想だけではなくて、実際の事業費等々を勘案した上で、今できていることとできていないことがあるかと思います。課題を分析する上で、もし何らかのコメントがあればいただきたいと思いますが、ライトセンターで今それが実現できているかどうかを問いたいわけではないという御意見でしたので、そこは趣旨を御理解いただければと思います。  他にいかがでしょうか。では、和泉委員お願いします。  （和泉構成員）  　和泉です。ECLOをその拠点に配置して、そこから病院とかそういうところを支援していくという積極的な体制づくりというのは難しいのでしょうか。  （中野座長）  　ありがとうございます。いろいろなところに繋げるという役割の方を、そのサテライトに配置していただいて、繋げられるようにという御意見でした。今のところ、これはまだ日本では制度化されている制度ではないのでECLOという書き方はできませんが、ECLOのようなということは書けるかもしれません。サテライトに様々な機関を繋ぐような役割を果たす人が配置されているとよいということで、これは非常に重要なことかなと私も思います。  その他、いかがでしょうか。ライトセンターの方から何かコメント等ありますでしょうか。特に先ほどの啓発のところでは、会議室を一般の方に利用してもらってはどうかというような御意見もあって、事務局の参考資料の中でも言及していることですが、そのあたりについてももし現状等を踏まえて、コメントや御意見、アドバイスがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。普及啓発については、提言に書かれていることと、先ほど鈴木委員が言われたことは、重要な点というところでは共感をしています。実際のところ、横浜市にライトセンターがある関係で、県西の方になかなか伝わりにくいという現実はあろうかと思います。神奈川県の地図を見ても、川崎・相模原・横須賀・藤沢という形で県の東側には、情報提供施設がありますけれども、西側の方に行くとない状況です。ですので、ライトセンターを利用されなくても極論はよいと思っています。ただ、どこかの施設にきっちりと繋がっていて情報を得られるというところが大事だと思いますので、県西の方々にいかに相談機関に繋がる機会を作るかということは大事だと思います。それが、先ほど言われていたサテライトなのか拠点なのかというところはわかりませんが、そういうことは大事だと私は考えています。  参考資料に会議室の一般利用がありましたが、現在でも受け入れを行っています。自治会や町内会の希望があり、空いているところについては、県の制度に則った形で使用許可を県にお願いして出させていただきます。ただ実際のところ、部屋の予約状況を見ると、センター事業、講座、ボランティア活動によってかなり埋まっているのが現状でして、なかなか希望通りに予約が取れないという状況です。もちろん空いているところは御利用いただけますので、そういう状況であるというところでお伝えします。  （中野座長）  　どうもありがとうございました。私が知る限りでも、ライトセンターの会議室は結構使われているなと思っていて、稼働率が非常に高いと思います。特にボランティアの養成等では、今後さらに必要性を増すかと思いますので、地域に知っていただくという啓発的な意味合いでは、会議室の貸出しをするよりは、先ほどのサテライト等々の方が効果的なのかもしれないと個人的には思っております。  その他、いかがでしょうか。よろしければ、最後のその他の提言に移りたいと思います。事務局より、まず説明をお願いします。  （事務局）  　【（６）その他の提言】について、記載のとおり説明  （中野座長）  　ありがとうございました。それでは、その他の提言について御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  鈴木委員、お願いします。  （鈴木構成員）  　質問です。ライトセンターを利用するのに、例えば利用料というのは、条例で決まっていて取れないですかという質問が１点。それから、同行援護といった別の事業についてライトセンターを拠点に行っても問題ないのでしょうかというのが２つ目の質問です。３つ目は、、歩行訓練を無料で大変な時に行ってもらって嬉しいという話があるのですが、例えば個別支援計画の中で、歩行訓練を相談支援で計画を立てれば料金等を取ってできるのですけれども、それとの併用というのは可能なのかということです。以上です。  （中野座長）  　事務局からお願いします。  （事務局）  事務局の鳥井からお答えします。障害福祉サービスとしての指定を受けて事業所になるので、それは総合支援法上のサービスの自己負担と基本的には同じでなくてはいけないので、自己負担分を取ることはもちろん可能だと思います。指定管理として行っているライトセンターとは切り分けて、別サービスということで考えるのがよいのではないかと思います。以上です。  （鈴木構成員）  　通常のセンター利用料はないということで良いでしょうか。  （事務局）  　それは条例に規定しています。  （中野座長）  　ありがとうございました。今後、ライトセンターをどのように運営していくかという観点からの御質問かと思います。今、指定管理だけをこの建物が受けるとなると、それ以外の事業というのをここで展開できないということになるわけですが、今の鈴木委員からの質問は、ここで指定管理を受けながら、指定管理とは独立にこの建物を使って、事業所として同行援護等の事業を実施してもよいのかということだと思います。御回答としては、それはきちんと指定管理と分けていれば良いという御回答だったと理解をしました。それからさらに、事業所としてこの建物を指定管理以外に使うときに利用料が取られるのかどうかと。利用料というのは事業所としての活動をするときに、その部分についての金額を県に納める必要性があって、通常事業者が県から建物を借り受けて何か事業をする場合には、その施設利用料というのを支払う必要性が出てくるのではないかと思いますが、利用料というのはどうなるのかという質問だったかと思います。鈴木さん、そういうことでよろしいでしょうか。  （鈴木構成員）  マッサージをやっているようなところと同じ考えですかね。  （事務局）  事務局の鳥井です。障害福祉サービス事業所の指定を受ける上で、県の建物を使ってできるかどうかというところがまず１つあると思うので、そこは持ち帰らせていただきます。今マッサージを行っている場所については、有料で貸出しをしている状況がありますので、そういう方法もあるかとは思います。持ち帰らせていただいて、検討させていただければと思います。そこをもって事業所の指定自体がどうなのかということも絡んでくるように思いますので、今の段階ではこのようなお答えにさせていただきたいと思います。以上です。  （中野座長）  　ありがとうございます。今後、指定管理だけで運用していくのはなかなか大変だということは現在明らかになっているので、例えば同行援護の事業所がここに同時にあれば、少し運営費的にはプラスになりますし、同行援護をここで実施していれば、ライトセンターの存在そのものも知っていただけることになるかと思いますので、視覚障がい者のQOLに資するという意味では、意味のあることかもしれません。ただ、県のいろいろな制度上、この建物の利用はもしかしたら指定管理者だから利用できて、それ以外のものに利用する時には利用料が発生しますという話になると、そのことについても全部トータルに考えた上で事業計画を立てていかないといけないので、このセンターの事業を多角化していく際に、今のようなことができるのかどうか。できるとしたときになるべく便宜を図っていただいた方が、今後の運営のためにはよいと思われますので、そういった提言が出るか出ないかということを考える上で、必要な情報かなと鈴木委員のお話を聞きながら思ったところです。では、これは調べていただくということで、よろしくお願いします。  その他いかがでしょうか。そろそろ終わりの時間が近付いてきましたが、村井政夫委員、先ほど全体に関して御意見があるというお話でしたので、お願いします。  （村井政夫構成員）  　リハビリテーション事業団の村井です。お話を聞いていて、私が疑問に思っていたところや日赤の方で努力されてきたことがわかりましたし、今後のあり方に関しても特に異論はなく、よいのではないかと思いました。  ただ、後半の方には県民にとってという話も出てきているわけですが、私どもの事情も含めて聞いていただきたい。お話を聞いていると、ライトセンターと支援者、当事者である障がい者という範囲の中での話に留まっているのが非常に残念だなと感じます。私たちのところでも、知的障がいや発達障がい、いろいろな重度の障がいの方も入所されています。入所施設に関して、施設の鍵を全部開けて入所している方が出たいときに出て活動できるように、入所者の自分の意思をきちんと認めてくださいということを県の方で行っている。それは非常によいことなのですが、こういう問題に我々が直面している時に思ったのは、周りの方がどれだけ理解してくださっているのかということが非常に大きいということです。極端な話、夜間でも出たくなったら鍵をかけていないので、自由に出られてしまうわけですよね。我々の方は安全管理しないといけないから責任の問題になりますが、そこは置いておいて、その周辺に住んでいらっしゃる方はどれだけ理解してくれているのかというところが、抜けてしまっている。だから、我々も安心して出せない。そういうインクルーシブな社会の中で、地域社会が１つの生活の場になってくれば、安全性は高くなってくるわけです。視覚障がいの方も同じだと思います。何か特別な配慮をしなければならないということではない。ですから、私どものところの居住空間に関しては、肢体不自由の方と視覚障がいの方は、生活の場を一緒にしていただいています。そういう方たちは家に帰れば普通の社会の中で生活しているわけで、ライトセンターについても、視覚障がいの方の特性や状況が、一般の地域社会の中に溶け込めるような、共生社会を推進していけるような配慮をしていただきたいという観点で、今日のお話を聞かせていただけると非常に心強いなと思いました。以上です。  （中野座長）  　はい、ありがとうございました。非常に重要な視点をいただいたかと思います。権利条約や差別解消法でも共生社会ということを言っているわけですが、障がいのある人達に対する支援だけではダメなわけで、一般のこれまであまり関心を持っていない隣人となっている人たちへの理解啓発がすごく重要で、特に障がいの社会モデルや人権モデルの観点を普及啓発していくことがとても重要だと位置付けられていますので、ぜひ最初の理念のところにそういったことを記載しておいていただいた方がよいかと思います。今、県の条例からスタートしていますが、国連の権利条約や差別解消法を踏まえた上での、神奈川県の条例とつなげていただいて、最後のまとめのところでは、村井政夫委員から御指摘があったように、その県民全体の視覚障がいに対する理解・啓発を目指していくということも、理念としては明確に書いておいていただいた方がよいかなと思いました。ありがとうございました。  他に、いかがでしょうか。特になければ、ぜひライトセンターの方から全体に対して何かコメント等があればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。次回、報告書を取りまとめることになりますので、それに際してぜひこういう点は留意しておいて欲しいということも含めて、お願いします。  （事務局）  　ライトセンター丸山です。些細なことと全体の話になりますが、些細な点は、51ページの「指定管理者制度の適応と指定管理費」の「適応」を「適用」に修正した方がよいかと思います。52ページも同様です。それから全体の話としては、現運営者として、やはりこの最後の部分が、運営に当たっては本当に根幹、現実です。理想と現実のバランスをいかにとるかということが、非常に大事だと思います。検討会に参加させていただいて理想にも強く共感しますが、他方、現実問題もありますので、制度や財源のことを、合わせて強く県には留意いただきたいと思います。  （中野座長）  　どうもありがとうございました。大変短いですが、非常に強いお言葉をいただいたかと思います。今日の御意見をもとに、事務局で再度報告書案を次回に向けて整理していただきたいと思います。その際に、ぜひそれぞれ細かいところを見ていただいた上で、御意見がありましたら事務局に寄せていただければと思います。  では、事務局に進行をお返しします。よろしくお願いいたします。  （事務局）  中野座長ありがとうございました。本日は、限られた時間の中で、皆様から貴重な御意見をいただき、心より感謝申し上げます。  次回最終の検討会ですが、２月２日木曜日午前中に、ライトセンターにて開催する予定です。構成員の皆様には、改めて開催通知で御案内します。また、中野座長からお話がありましたように、本日御議論をいただいた報告書案等にお気付きの点等がありましたら、事務局あてに御連絡いただけたらと思います。本日は、ありがとうございました。  以上 | |